

2013



第3支部 学校事務 共同実施だよ

今年もよろしく
お願いします

* 源泉徴収票が交付されます *

平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの所得の証明になる大切なものです。内容を確認し、不明な点は事務職員までお尋ねください。

次のような方は後日必要になります。大切に保管しておいてくださいね。

- 住宅金融公庫の融資を受ける予定がある
- 金融機関等の融資を受ける予定がある
- 保育園児がいる、保育園入園予定がある
- 確定申告をする など

★確定申告が必要な方★ 平成 25 年の申告期間：2 月 18 日（月）～3 月 15 日（金）

※③、④のように申告すると税金が戻ってくる還付申告の場合は、該当年の翌年から 5 年間いつでも申告できます。

- ① 年末調整の内容を修正する必要がある
- ② 給与以外の所得（地代、家賃、原稿料など）の合計額が 20 万円を超える
※個人年金の支払、株式等の譲渡、生命保険の満期一時金などでも申告が必要となる場合があるので要注意！
- ③ 年の途中で退職し、その分において年末調整を受けていない
- ④ 年末調整で申告できなかった控除分がある など
 - 雑 損 控 除：災害や盗難などによる損害を受けた場合
 - 医 療 費 控 除：医療費において共済や互助からの給付金を除いた額が 10 万円を超える場合
 - 住 宅 取 得 控 除：平成 24 年中に住宅ローン等を利用して住宅を取得・居住した場合
 - 寄 附 金 控 除：公共団体などへの特定寄附金がある場合 など

詳しくは、国税庁 HP「確定申告特集ページ」をご覧ください。

* 今月より復興特別所得税が徴収されます *

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）が公布されました。

これにより、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日まで、所得税と併せて復興特別所得税が源泉徴収されることとなりました。

復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額です。年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行われます。

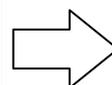
源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額 = 支払金額 × 合計税率(%)
(※1 円未満の端数は切捨て)

所得税率(%) × 102.1%

例えば…



• 年収 750 万
• 扶養家族 2 人 の場合
↓
課税所得：344 万円



平成 25 年の
所 得 税：260,500 円
復興特別所得税： 5,470 円
合計 265,970 円

* 扶養家族数は源泉所得税に関係しています *

平成 24 年 10 月 22 日～26 日までの間、静西教育事務所における源泉所得税の事務手続き全般について、特別国税調査官による調査が行われました。調査の結果、一部に不適正な取扱いがありました。各職員は次の点について、再度確認してください。

所得税は「申告納税制度」を建前とするものですので、

職員一人一人の各申告書がとても重要です。

- ① 提出してある扶養控除申告書の内容に異動があった場合は速やかに申告する義務があります。
- ② 届出が遅れると追徴を受けることとなります。被扶養者の就職、パート収入増などはすぐに事務職員へ申出てください。

* 復命書の作成を要する出張が見直されました *

学校事務改善提案を受け、復命書の作成を要する出張の見直しについて、平成 24 年 11 月 29 日の校長会常務理事会及び理事会で協議されました。復命書の作成はあくまで校長の判断です。管理職が同行する行事や初任者研修等校内決裁手順を経て研修報告書を提出するもの以外の泊を伴う出張についてのみ作成することとなりました。

復命とは

静岡市立小・中学校処務規程

第 44 条 県費負担教職員は、出張の用務が終了したときは、帰校した日から、週休日を除き、5 日以内に校長に復命書（様式 60 号）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、用務が軽易な事項であると校長が認めた場合は、口頭で復命することができる。

復命書が必要な出張は…

現状(H21.3.23 付け校長会の申し合わせによる)

- (1) 宿泊を伴う出張（修学旅行・宿泊訓練等）
- (2) 県外への出張
- (3) 職務遂行上、特に重要な出張
県教委、教育事務所、あすなろ主催の出張及び校長が指示するもの

H24.12.10 より(当分の間各校判断 H25 年度より市内全校運用開始)

- (1) 泊を伴わない出張は、校長判断が基本であるが、原則口頭復命とする。
- (2) 泊を伴う出張の場合
 - ① 管理職が同行する行事は、事業内容を把握できることから、口頭復命も含めて、復命不要。
 - ② 初任者研修等、校内決裁手順を経て研修報告書を提出するものについては、当該報告書をもって復命書にかえるものとする。
 - ③ 上記①②以外の場合は、復命書を作成する。ただし、複数で同一用務に赴いた場合は、連名もしくは代表者のみの復命書でよいものとする。

このように、学校事務改善提案により先生方の事務負担を軽減させることもできます。
適性化、効率化、簡素化を目指し、改善提案をお寄せください。

improvement
of the teacher,
by the teacher,
for the teacher

ここからは、県費中小教給料表適用者の昇給について解説します。

* 1月には年に1回の昇給月です *

今月の給与支給明細書と共に、給料決定通知書が配布されます。『給料月額』の欄には、給料表の給料月額に100.76/100を乗じた額が表示されていて、この額が給料月額となります。

なお、この給料月額より、【H18.3.31 現在給料 × 99.55/100】の方が高い場合はその差額が保障されます。『平成18年静岡県条例～規定による給料』の欄には、その差額(保障額)が表示されていて、実際に受ける給料は、給料月額と保障額の合計額となります。

★基本となる昇給号数★ 昇給号数が抑制されない全職員に該当します。

| 該 当 条 件 | 昇給号数 |
|------------------------|------|
| 職名に関わらず、年度末年齢が56歳以上の職員 | 2号 |
| 校長・教頭 | 3号 |
| 上記以外の職員 | 4号 |

※給料表の最高号給(中小教2級165号等)に達するとそれ以上は昇給しません。

※4月1日新規採用職員は3号です。

★加算★ 条件に該当する場合は、上記基本となる昇給号数に加算されます。

| 区分 | 該 当 条 件 | 昇給号数 |
|----|---|---------------------------------|
| 1 | 昇給前の号給、またはこれに加算2の号数を加算した号給が、次の号給である場合 《2級の67～70号給、83～86号給、107～110号給》 | +4号 |
| 2 | 主任経験があり、直前4月1日現在の大卒換算経験年数が、9年、14年、23年(短大卒の場合は+2年)である場合 | (9年)+4号 (14年)+3号 (23年)+1号 |
| 3 | 校長、教頭に昇任した場合 | +4号 |
| | 昨年4月1日現在で新規採用後3年経過した場合 | +2号 |

※昇給号数が抑制される年は実施されず、翌年に持ち越しとなります。

※加算が重複する場合は、1部翌年に持ち越されることもあります。

★抑制★ 昇給日前1年間で条件に該当する場合は、昇給号数が抑制されます。

| 区 分 | 昇 給 号 数 |
|---------------------------|--------------|
| 休職や特別休暇等により1/2以上勤務しなかった場合 | 昇給なし |
| 休職や特別休暇等により1/6以上勤務しなかった場合 | 2号(56歳以上は1号) |
| 停職処分を受けた場合 | 昇給なし |
| 減給・戒告・訓告処分を受けた場合 | 2号(56歳以上は1号) |
| 正当な理由なく5日以上欠勤をした場合 | 昇給なし |
| 正当な理由なく3日以上5日未満の欠勤をした場合 | 2号(56歳以上は1号) |

★その他★ 条件に該当する場合は、上記基本となる昇給号数に加算されます。

| 区 分 | 該 当 条 件 | 昇給号数 |
|-----------|--|--------------|
| へき地優遇措置 | へき地学校に赴任時(4月に昇給) | +2号 |
| | へき地学校に1年以上勤務した場合 ※へき地2度目、校長、新採、地元採用者は除く | +2号 |
| | ※3年未満で転出した場合は受けた号数の1部が、 2度目のへき地校から転出した場合は受けた号数分がマイナス調整されます。 | |
| 新規採用職員の調整 | 初任給決定の際に加味しなかった12月未満の前歴がある場合 ※昇給号数が抑制される年は実施されず、翌年に持ち越し | 3月につき +1号 |

